食と花の交流センターエリア、アグリパークエリアについて

(1) 両エリアのコンセプト

- 〇本市が誇る食と花を通じて農村と都市との交流を活発にし, 地域農業を元気に する
- 〇子どもたちが多様な体験をしながら学ぶことにより、生きる力を育む

(2) 本市が目指すもの

- ○農業体験・交流・創作活動・動物とのふれあいを通じた子どもたちの健全育成
- ○付加価値の高い農産物生産や農産品加工開発による新たな食と花のブランド化 並びに6次産業化の推進
- 〇本市の食と花の魅力のプロモーションと、 市民の郷土愛の醸成

(3) 各施設のスケジュール

平成24年度

- ・ 6月 設置条例の制定(6月議会) 新潟市食と花の交流センター条例 新潟市こども創造センター条例 新潟市動物ふれあいセンター条例 新潟市アグリパーク条例
- ・ 8月 指定管理者の公募
- ・10月 動物ふれあいセンター プレオープン
- ・12月 指定管理者の指定(12月議会)

平成25年度

5月 動物ふれあいセンター・こども創造センター オープン

平成26年度

5月 食と花の交流センター・アグリパーク オープン

「食と花の交流センター条例」、「アグリパーク条例」の概要

	食と花の交流センター	アグリパーク
住 所	新潟市中央区清五郎336番地	新潟市南区東笠巻新田3044番地
設 置 目 的	本市が誇る食と花の魅力を市内外に発信し、多くの人にその魅力に触れる機会を提供することにより、食と花の販路の拡大及び農村と都市との間の交流を推進し、もって農林水産業の振興及び市 民の豊かな生活の実現に資すること	市民が農業に触れ、及び親しむ場並びに農業を学ぶ場を提供することにより、地域の農業に対する理解を深め、もって郷土愛を育むことを目的として、並びに市内の生産者等に対する食品の加工等に関する技術的支援を行うことにより、農業の振興に資すること
事業	 (1) 食と花のプロモーションを展開すること。 (2) 食と花の新たな価値の創造に関すること。 (3) 食と花の新たなライフスタイルを提案すること。 (4) 食と花によるにぎわいの創出に関すること。 (5) 憩いの空間を提供すること。 	(1) 農業の体験及び農業に関する学習の場を提供すること。 (2) 本市の農業に関する情報を提供すること。 (3) 地域の農産物のプロモーションを展開すること。 (4) 食品の加工, 商品の開発等に関すること。
施設	(1) 花と緑の展示場 (2) 見本園 (3) 情報発信コーナー (4) 直売所 (5) レストラン (6) ほ場 (7) 多目的広場 (8) 駐車場	 (1) 農場 (2) 多目的ルーム(便益施設内) (3) 情報発信コーナー (4) 直売所 (5) 食堂 (6) 宿泊施設 (7) 食品加工支援施設
開館 時間 休館 日	利用者ニーズに応じて、指定管理者が市長の承認を得て定める。	同左
利用料金	(1) 利用料金制 (2) 利用料金の上限額 ・「花とみどりの展示場」及び「見本園」の入場料 区分 上限額(1人1回につき) 一般 500円以内 小学生・中学生 300円以内 上記以外 無料 ・「直売所」及び「レストラン」の施設使用料 売上額の30%以内 ・ 駐車場の使用料 区分 上限額(1台につき) 90分以内 無料 90分~6時間以内 30分ごとに100円以内 6時間~24時間以内 1,000円以内 24時間超 24時間ごとに1,000円	(1) 利用料金制 (2) 利用料金の上限額 - 「直売所」及び「食堂」の施設使用料 売上額の30%以内 - 「宿泊施設」の利用料 区分 上限額(1人1泊につき) 一般 5,000円以内 小学生・中学生 3,000円以内 上記以外 無料
管 理 形態	指定管理	同左
オープン予定	平成26年5月	同左



アグリパーク・(仮称)農業研究センター 施設配置図

